

京田辺市中間前金払制度の改正について

平成30年 3月20日
建設部 建設政策推進室

請負業者の資金調達の円滑化を図り、工事品質の確保及び下請業者への適切な支払に寄与するため、平成30年4月1日から中間前金払の対象工事請負代金額を改正します。

1. 改正内容

◆中間前金払の対象工事

改正前 当初契約における請負代金額が500万円以上の建設工事
改正後 当初契約における請負代金額が**130万円**以上の建設工事

2. 中間前金払制度とは

京田辺市の発注する建設工事において、当初に支払う前払金（請負代金額の40%以内）に加え、施工の中間時期にさらに20%以内の前払金を受け取ることができる制度です。

（※一定の要件を満たし、保証事業会社の保証が必要です。）

3. 中間前金払の対象工事及び請求できる条件

◆対象工事

当初契約における請負代金額が**130万円以上の建設工事**で、かつ、既に前払金の支払いを受けている工事

◆請求できる条件

以下の全ての条件を満たしていなければなりません。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ③ 工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。

4. 中間前払金の金額

請負代金額の10分の2以内の額とします。ただし、当初支払した前払金と中間前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えることはできません。

なお、債務負担行為等の複数年度にまたがる工事における中間前金払は、各会計年度の出来高予定額に対し行います。

5. 中間前金払制度のメリット

◆部分払に比べ簡単な手続きで工事代金を早期に受領

部分払のように出来高確認を行うための資料作成等の煩雑な事務が省け、出来高検査等による現場作業の中断も回避できるため、円滑な施工ができます。

◆保証料が安い

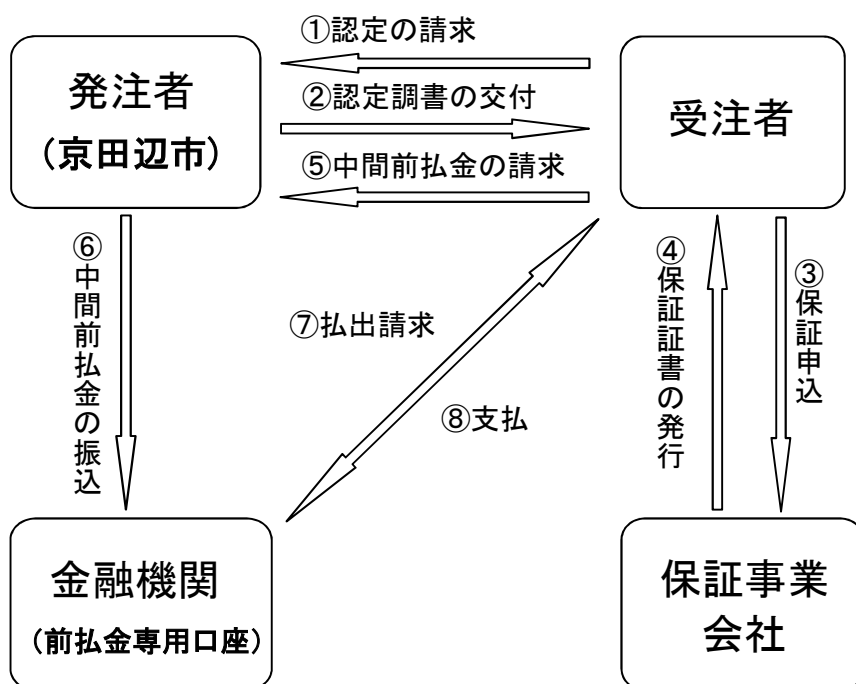
保証料率は、一律0.065%となっており、当初の前金払の保証料より格段に安い保証料で保証が受けられます。

◆契約後において、「中間前金払」と「部分払」が選択可能

京田辺市では、当該工事の進捗状況や受注者の資金計画等に応じて、契約後にどちらかを選択することができます。（ただし、中間前金払の請求を行った場合、原則として、さら

に部分払の請求を行うことはできません。また、部分払の請求を行った場合、さらに中間前金払の請求を行うことはできません。)

6. 手続きの流れ



- ① 認定の請求・・・受注者
認定請求書（様式第1号）、工事履行報告書及び工程表
- ② 認定調書の交付・・・発注者
認定調書（様式第2号）
- ③ 保証申込・・・受注者
- ④ 中間前払金保証証書の発行・・・保証会社
- ⑤ 中間前払金の請求・・・受注者
中間前払金請求書（市指定様式）、中間前払金保証証書（原本）
- ⑥ 中間前払金の振込・・・発注者
中間前払金の請求を受けた日から14日以内に受注者の前払金専用口座へ
- ⑦ 払出請求・・・受注者
- ⑧ 支払・・・金融機関

7. 改正事項の適用について

平成30年4月1日以後に契約を締結した工事について適用します。

8. 前金払について

中間前金払に併せ、前金払についても対象工事を改正します。契約規則第50条第2項を参照してください。

◆前金払の対象工事

- | | |
|-----|---|
| 改正前 | 契約規則第45条第6号の規定により契約保証金の納付が免除された工事を除いたもの |
| 改正後 | 当初契約における請負代金額が130万円以上の工事 |